

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 5 0 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規
則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則（平成 2
9 年鳥取市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 3 4 条第 4 項」を「第 3 4 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。